

議会運営委員会会議録

令和3年8月25日（水）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：16

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 決算特別委員会の設置について
 - (1) 名称：令和元年度決算特別委員会
 - (2) 定数：11人
 - (3) 人選届出期限：8月31日（月）午後5時
 - (4) 設置時期：9月2日（水）定例会初日
- 5 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
 - (1) 一般質問通告締切日 8月26日（水）午後5時
 - (2) 議案に対する質疑通告締切日 9月 3日（木）午後5時
 - (3) 意見書案・請願提出締切日 9月 3日（木）午後5時
- 6 陳情の取り扱いについて
 - (1) 陳情第12号 「新型コロナウイルスワクチン接種の即時中止を求めます」に関する陳情
 - (2) 陳情第13号 旧嘉穂郡3町（桂川、筑穂、穂波）周辺の史跡公園化に関する陳情

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

令和3年第5回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

予算関係の議案から、ご説明します。

「議案第73号 令和3年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）」及び「議案第74号 令和3年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、「令和3年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをご覧ください。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、主に補助事業関連経費及び早急に執行すべき経費を補正するものでございます。

一般会計は、既定の予算総額に1億4510万5千円を追加して766億3759万1千円にしようとするものでございます。

学校給食事業特別会計は、予算額に補正はありませんが、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、予算関係以外の議案について、「議案概要」で、説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。「議案第75号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」につきましては、二瀬交流センターの新築移転に伴い、二瀬出張所の位置を変更するものでございます。

「議案第76号 飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例を整備するものでございます。主な改正内容としましては、情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更となり、情報提供等記録の訂正をした場合の通知先を内閣総理大臣に変更するものでございます。

「議案第77号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」につきましては、体育施設の老朽化に伴い、穂波武道館を廃止するものでございます。

「議案第78号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例及び飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」につきましては、筑穂保育所の新築移転及び筑穂ふれあい交流センター内に筑穂子育て支援センターを設置するため、関係条例を整備するものでございます。

「議案第79号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」につきましては、二瀬交流センターの新築移転に伴い、位置及び使用料を改正するものでございます。

「議案第80号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」につきましては、筑穂ふれあい交流センター内に、筑穂子育て支援センターを設置することに伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第81号 飯塚市工場等誘致条例の一部を改正する条例」につきましては、潁田地域が新たに過疎地域に追加されたことに伴い、適用地区に潁田地域を追加するものでございます。

2 ページをお願いいたします。「議案第82号 飯塚市職員退職年金及び退職一時金等に関する条例等を廃止する条例」につきましては、福岡県市町村職員共済組合の退職年金制度への移行前の「飯塚市職員退職年金及び退職一時金等に関する条例」に基づき支給される退職年金及び遺族年金の支給対象者が存在しなくなったことに伴い、退職年金等に係る関係条例を廃止するものでございます。

「議案第83号 契約の締結」につきましては、幸袋交流センター建設工事について、「株式会社サカヒラ」と3億3625万1300円で請負契約を締結するものでございます。

「議案第84号 土地の処分」につきましては、地方卸売市場跡地の5万5285.02平方メートルを「株式会社イズミ」に売却するもので、処分価格は21億円でございます。

「議案第85号 飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること」につきましては、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同法に基づく計画を定めるものでございます。主な内容としましては、筑穂地域と潁田地域の持続的発展を図るため、移住・定住の促進、生活環境の整備、産業・地域文化の振興、福祉の向上等の各種施策を幅広く計画するものでございます。

「議案第86号 指定管理者の指定」につきましては、「飯塚市穂波福祉総合センター」の指定管理者として、「株式会社 トキワビル商会」を令和4年度から5年間指定するものでございます。

3 ページをお願いいたします。「議案第87号 指定管理者の指定」につきましては、「飯塚市文化会館」の指定管理者として、「公益財団法人 飯塚市教育文化振興事業団」を令和4年度から5年間指定するものでございます。

「議案第88号 市道路線の認定」につきましては、寄附採納に伴い5路線を認定するものでございます。

議案第89号から第92号の人事議案につきましては、辞任に伴います「固定資産評価審査委員会委員」1名の任命について議会の同意を、また、「人権擁護委員」3名の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

「令和2年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から「令和2年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの16件の認定議案につきましては、地方自治法、地方公営企業法の規定に基づき、令和2年度の各会計の決算の認定をお願いするものでございます。

報告第13号から5ページ第20号までの8件の報告でございますが、「市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「市民公園転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「市営住宅の管理上必要な訴えの提起」、「市営住宅の管理上必要な和解の申立て」の専決処分、令和2年度の「飯塚市一般会計の継続費精算報告書」、「飯塚市地方卸売市場事業特別会計の継続費精算報告書」及び「健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率」につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが、議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、議案の付託委員会について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について、ご説明いたします。

「令和3年 第5回市議会 定例会 議案一覧表」をご覧ください。

議案第73号は総務委員会に、74号は福祉文教委員会に、75号は協働環境委員会に、76号は総務委員会に、77号は協働環境委員会に、78号は福祉文教委員会に、79号及び80号は協働環境委員会に、81号は経済建設委員会に、82号は総務委員会に、83号は協働環境委員会に、84号は経済建設委員会に、85号は総務委員会に、86号及び87号は福祉文教委員会に、88号は経済建設委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に、人事議案であります議案第89号から92号までの4件は、最終日に上程し、提案理由説明の後、委員会付託省略をはかっていたいただき、質疑、討論、採決としていただいております。

次に、認定議案でございますが、認定第1号から12号までの12件につきましては、後ほどご審議いただきます特別委員会に、13号から16号までの4件につきましては、経済建設委員会に、それぞれ付託していただいております。

最後に、報告事項8件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。

また、これにあわせる形で議案付託一覧表(案)も作成いたしております。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議案の付託委員会については、そのように決定いたしました。

次に、会期及び会議予定について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。

「令和3年 第5回 飯塚市議会定例会 会期日程 (案)」をご覧ください。

会期につきましては、9月2日から9月27日までの26日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程(案)に記載のとおりと考えております。

なお、9月13日及び14日に開催されます委員会につきましては、三密を避けるため、これまでと同様に、議場と委員会室を使用して開催し、引き続き、発言時のマスク着用、会議中のペットボトルの持ち込み等、感染防止策を実施していくこととしております。

また、初日6番目の「議案に対する質疑、委員会付託」につきましては、後ほどご審議いただくこととしております。

最後に、9月2日、本会議初日の開会后、去る8月18日に逝去されました梶原善充副市長のご冥福を祈り、黙とうをささげていただいております。

以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会期及び会議予定については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「決算特別委員会の設置」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

認定第1号から12号までの12件の決算認定議案につきましては、申し合わせにより特別委員会を設置して付託することとされておりますので、これに従い、特別委員会を設置しまして、審査日程につきましては、今定例会中の9月17日、21日、及び22日の3日間としていただいております。

なお、案件に記載しておりますとおり、特別委員会の名称は「令和2年度決算特別委員会」、委員定数は「11人」としていただいております。

以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。認定第1号から第12号までの12件については、事務局説明のとおり決算特別委員会を設置し、審査することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は、「令和2年度決算特別委員会」とし、委員定数は「11人」とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の名称、委員定数については、そのように決定いたしました。

次に、「委員の人員割り振り等」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

委員の人員割りにつきましては、「令和2年度決算特別委員会人員割表」をご覧ください。

委員定数は先ほど申しました「11人」ということでございます。各会派の人員から2.5名につき1名の割合で選出をしていただきたいと考えております。

正副議長及び監査委員につきましては会派人員数には算入しますが、選出の対象とはなりません。

不足する委員数につきましては、白抜きの三角印で示しております。端数がある各会派間等で協議のうえ、4名を選出していただきたいと考えております。

なお、各会派間等で調整に至らない場合は、正副議長において選出委員を調整するようにいたしております。

選出委員の届け出期限につきましては、8月31日、火曜日、午後5時までとさせていただきます、特別委員会の設置につきましては9月2日、木曜日、定例会初日の本会議におきまして、議案の質疑、委員会付託に際して、議長発議により設置していただいております。

以上、ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「委員の人員割り振り」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「委員の人員割り振り」については、そのように決定いたしました。

次に、「人選の届け出期限」は、8月31日、火曜日、午後5時までとし、「特別委員会の設置時期」については、9月2日、木曜日、本会議での議案の委員会付託のときとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「人選の届け出期限」及び「特別委員会の設置時期」は、そのように決定いたしました。

次に、「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締め切りにつきましては、明日、8月26日、木曜日の午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、9月3日、金曜日、午後5時までに提出していただきますようお願いいたします。

なお、認定第1号から12号までの認定議案に対する質疑通告につきましては、日程の関係

上、行いませんので、ご了承願います。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「陳情の取り扱い」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

提出されております陳情が2件ございます。

「陳情第12号 「新型コロナウイルスワクチン接種の即時中止を求めます」に関する陳情」及び「陳情第13号 旧嘉穂郡3町（桂川、筑穂、穂波）周辺の史跡公園化に関する陳情」以上2件につきましては、そのデータをサイドブックの本定例会のフォルダに掲載いたしますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。陳情の取り扱いについては、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

最後に、次回の委員会は9月2日、木曜日の定例会初日、午前9時30分から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。